

金玉任 教授指導
碩士學位請求論文

終助詞「ね」についての考察

2005

誠信女子大學校 大學院
日語日文學科
鄭 好善

終助詞「ね」についての考察

金玉任 教授指導

이 論文을 碩士學位論文으로 提出함

2005年 5月

誠信女子大學校 大學院

日語日文學科

鄭 好善

認 准 書

鄭好善의 碩士學位 論文으로 認准함.

審査委員_____ 印

審査委員_____ 印

審査委員_____ 印

誠信女子大學校 大學院

論 文 概 要

日本語의 特徴의 하나로서, 聽者에 대한 話者の 配慮를 反映한 表現樣式이 다른 言語에 비해 현저히 나타나고 있다는 점을 들 수 있다. 言語에 의한 커뮤니케이션에는 一般的으로 對人的 機能을 看過할 수 없다. 對人的 機能을 表現樣式에 어느 정도 反映하는가는 言語에 따라 다른데, 日本語는 그 反映의 程度가 높은 言語라고 생각된다. 日本語에 있어서, 이러한 機能을 높이는 役割을 하는 表現 樣式 중의 하나로서 終助詞 「ね」를 들 수 있다.

從來에 終助詞라고 하는 것은, 文末에 있어서 文章이 나타내는 命題에 대한 話者の 判斷·同意·疑問·詠嘆, 또는 話者が 聽者에 대해 행하는 傳達·確認·禁止 등의 모달리티 情報를 担当하는 것으로 다루어져 왔다. 특히 「ね」에 있어서는 聽者の 知識·情報에 대한 考慮, 그 知識·情報가 話者の 領域 안에 속하는지 그렇지 않은지의 情報 歸屬의 概念, 더 나아가 情報의 共有를 促進한다고 하는 談話調節의 機能 등, 聽者에 대한 話者の 文 傳達態度를 나타내는 傳達態度의 모달리티의 觀點에서 다루어져 왔다. 하지만 「一杯ぐらい平氣でしょ?」「いや、仕事が仕事ですから ね」의 「ね」처럼 위에서 言及한 觀點만으로는 說明되지 않는 경우도 있다.

이에, 本論文에서는 對話文에서 빈번히 사용되는 終助詞 「ね」를 對象으로, 「Politeness」의 概念을 導入하여 다양한 用法을 갖는 終助詞 「ね」를 統一的으로 說明하고자 하였다. 그 內容을 정리하면 다음과 같이 要約할 수 있다.

먼저, 「ね」에는 단순히 聽者の 情報를 配慮하는 機能뿐만이 아니라, 聽者の 氣分을 配慮한다고 하는, 이른바 「配慮 表現」의 役割을 하고 있다는 것을 알 수 있다. 결국, 「ね」의 모든 用法에는 聽者에 대한 話者の 「配慮」가 共通的으로 들어 있다고 할 수 있으며, 이로써, 「ね」의 모든 用法이 統一的으로 說明될 수 있음을 提示하였다. 詰問의 語調를 부드럽게 하거나, 行爲를 要求하는 등 依賴를 함으로써 상대가 느끼는 負擔에 대한 配慮가 「ね」로서 表現되고 있다고 생각된다. 또한 聽者에게 강한 拒絶이나 反對意見을 提示하는 경우, 상대방이 느낄 수 있는 反感이나 摩擦을 緩和시키려는 配慮를 「ね」로 表現하고 있다고 생각된다.

本論文에서 행한 分類와 分析은, 日本語 教育의 現場에서도 도움이 되리라고 생각된다.

目 次

論文概要

I. 序論

1. 研究の目的と研究の範囲…………… 2
2. 本論文の構成 …………… 4

II. 先行研究と問題の提示

1. 先行研究…………… 7
 - 1.1. 大曾 (1986)…………… 7
 - 1.2. 陳常好(1987)…………… 9
 - 1.3. 神尾 (1990)……………12
 - 1.4. 益岡 (1991)……………14
 - 1.5. 金水 (1991)……………16
 - 1.6. 金水 (1993)……………19
 - 1.7. 宮崎 (2002)……………21
2. 問題の提示……………23

III. 本論文の枠組み

1. ポライトネスと「配慮表現」……………25
 - 1.1. Leech (1983) ……………25
 - 1.2. Brown & Levinson (1987)……………26
 - 1.3. 生田(1997) / 山岡 (2003)…………… 27

IV. 「ね」の機能

1. 同意	31
2. 同意要求	38
3. 確認要求	41
4. 行為要求	49
5. 評価づけ	54
6. 不同意	59

V. 結論	65
-------	----

参考文献

ABSTRACT

I . 序 論

1. 研究の目的と範囲

終助詞とは、基本的に、「話し手が聞き手に対してとる態度」を表し分ける文法形式である。佐久間(1952)は、終助詞が話し手と聞き手の存在する場面で機能することを指摘し、その後、佐治(1957)が、「ね」が、話し手が聞き手に対し「話しかけ問いかける気持ちを表わ」し、また「よ」が、「呼びかけ押し付ける気持ちを表す」といったはたらきをすること、等を指摘した。また益岡(1991)では、終助詞「ね」は、対話文において頻繁に使用され、聞き手に対する話し手の文伝達の態度を表すということで、「伝達態度のモダリティ」¹⁾とも呼ばれている。

しかしながら、対話文で見られる次のような用例においては、「いや、仕事が仕事ですから」のように、「ね」を用いなくても相手の提案に対する話者の反意を表すことができる。したがって、この場合の「ね」は、単純な伝達態度の意味だけでは説明しにくい。

(1) 「なにを飲む？」

「車で来てますから」

「一杯ぐらい平気でしょ？」

「いや、仕事が仕事ですからね」

ぼくはかたくなに彼女のすすめをことわった。

[レ]

1) 益岡(1991)は、「モダリティ」を「その現れ方こそ言語によって様々であろうが、何らかの形ですべての言語に関わり得る文法概念」とし「判断し、表現する主体に直接関わる事柄を表す形式」と規定している。そして「ね」「よ」を代表的な表現形式とする、対話文を特徴づけるモダリティを「伝達態度のモダリティ」と呼んでいる。伝達態度のモダリティとは、聞き手に対する話し手の文伝達の態度を表すモダリティのことである。伝達のモダリティの働きを明らかにするには、何よりもまず対話文が文法的にどのような特徴を有しているのかを明確にしておく必要があるとしている。

また、このように多様な用法をもつ終助詞「ね」の意味をどのように統一的に説明するかがこれまでの「ね」の研究における主な論点であったが、まだ十分な説明がなされていないように思われる。

そこで本論文では、終助詞「ね」の用法について検討を行い、ポライトネスという概念を導入して、「ね」の諸用法を統一的に説明しようとする。なお、関連する問題として、他の表現（「よ」、 \emptyset ）との入れ替え、前提²⁾は何かについても考察する。

2) 本研究での前提 (Presupposition)は、発話が文脈にもとづいて適切となるための必要条件であり、発話の中で話し手・聞き手が共通に了解していることである (小泉2001)。

2. 本論文の構成

本論文は全5章で構成されている。まず、第1章と第2章では、先行研究をふまえた上で、本研究で検討すべき問題として、なぜ、終助詞「ね」は「和らげ」の表現効果を持つのか、という点をはじめ、「同意」用法と「不同意」用法の関係はどのように説明されるか等の問題点を指摘する。第3章では、本論文の分析の枠組みである「ポライトネス」について述べる。また第4章では具体的なデータに即して「ね」の分類と分析を試みる。そして最後の第5章は本論文の「結論」である。

本論文では、主に状況が設定された実例の文を例文に使用した。例文の引用は略号表記にする。

作品名	年度	出版社	作家	略号
『ころ』	1952	新潮文庫	夏目漱石	[コ]
『愛の渇き』	1952	新潮文庫	三島由紀夫	[愛]
『雪国』	1968	岩波書店	川端康成	[雪]
『ポッコちゃん』	1971	新潮文庫	星新一	[ポ]
『絵のない絵本』	1975	岩波書店	矢崎源九郎	[絵]
『偽原始人』	1976	新潮文庫	井上ひさし	[偽]
『女の熱帯』	1978	角川文庫	黒岩重吾	[女]
『恋の巣』	1978	新潮文庫	立原正秋	[恋]
『四捨五入殺人事件』	1984	新潮文庫	井上ひさし	[四]
『街角に投げキッス』	1984	角川文庫	林真理子	[街]

『伊豆の踊り子』	1985	新潮文庫	川端康成	[伊]
『魔術』	1986	ちくま文庫	芥川竜之介	[]
『広き迷路』	1987	新潮文庫	三浦綾子	[広]
『最終便に間に合えば』	1988	文春文庫	林真理子	[最]
『勝手にしゃべる女』	1989	新潮文庫	赤川次郎	[勝]
『レッスン』	1992	新潮文庫	五木寛之	[レ]
『メトレス 愛人』	1994	文春文庫	渡辺淳一	[メ]
『ふりむかせる女たち』	1995	角川文庫	五木寛之	[フ]
『贅沢な失恋』	1996	角川文庫	林真理子	外 [贅]

Ⅱ. 先行研究と 問題の提示

1. 先行研究

終助詞「ね」に関しては、従来の理論的な枠組みから機能面への深い追求がなされており、大きく二つの捉え方に分けられる。第一は、神尾(1986)³⁾に代表される立場で、聞き手の知識（情報）に関係づけて説明する説である。第二は、金水(1993)に代表される立場で、話し手内部での情報処理という観点から説明する説である。神尾の捉え方(1986)は大曾(1986)、益岡(1991)等に引き継がれている。まず大曾から見ることにする。

1.1. 大曾 (1986)

大曾は「ね」が話し手と聞き手の情報、判断の一致を前提にすると述べている。

具体的には、(ア) 確認を求める用法、(イ) 同意を求める用法・同意を表明する用法、(ウ) 聞き手の領域に属するものについてコメントをする場合の用法を挙げ、これらに共通する特徴として、話し手と聞き手の情報、判断、考えの一致が前提となるという点に留意すべきであるとしている。(先行研究から再引用した例文は「ア、イ、ウ、…」で表す。)

(ア) A : ハンバーグ定食二つにグラタン一つでございますね。

(確認要求)

B : はい、そうです。

3) 神尾昭雄(1986) Proximal and Distal Information : A Theory of Territory of Information in English and Japanese. 博士論文、筑波大学.

(イ) A : 今日は金曜日ですね。 (同意要求)

B : そうですね。 (同意)

(ウ) ① すてきなブラウスですね。

② 髪が短くなりましたね。 (コメントをする)

この中で、(ウ)の場合、聞き手に関することは聞き手のほうが当然よく知っているわけであり、普通、話し手が自分の観察・判断をそのまま述べずに、「ね」をつけて、「あなたも知っているでしょうが」ということを示すといい、もし「すてきなブラウスです」「髪が短くなりました」のように「ね」をつけないと、話し手が聞き手に自分の観察・判断を押しつけているようで、丁寧さに欠けるというところから来る不自然さが感じられると述べている。ただし、(エ)のように話し手が自分の観察、意見を詠嘆の形で表現する場合は「ね」を使わなくてもいいとしている。

(エ) すごいショート！ いつ切ったの。

また、「よ」については、(オ)のように相手が自分と違う判断を下していると知って、それに反論する用法、(カ)のように聞き手が忘れていたようなことを指摘し、思い出させるような用法、(キ)のように聞き手が気付いていないこと、知らないことを伝える用法などがあるとした上で、それらに共通するものとして、話し手と聞き手の情報、判断の食い違いを前提としているという特徴を抽出している。

(オ) アメリカ人はあまり働きませんね。

— いや、よく働きますよ。

(カ) もう九時ですよ。

(キ) 上着になにかついていますよ。

「ね」：話し手と聞き手の情報、判断の一致が前提。

「よ」：話し手と聞き手の情報、判断の食い違いが前提。

しかしながら、(ウ)の「すてきなブラウスですね」の場合は、「ね」をつけて「あなたも知っているでしょう」ということを示すという大曾の説で説明できるが、次のような例文は「なにがだ」から分かるように「あなたも知っているでしょう」という大曾の説では説明できない。

(2) 「おかしな方ね」おかみが去って梓が言った。

「なにがだ？」

「あなたはいつも洋服をきちんと着こなしてホテルでお仕事なさるかたでしょう。それが、そんな風に着物を召してこんな料亭に現われると、これもまたあなたに似つかわしい、という感じがします。ですから、おかしいのです」

[恋]

1.2. 陳常好(1987)

陳によると、終助詞は話し手と聞き手のあいだの認識のギャップをうめることにかかわる表現手段で、「ね」は、聞き手の認識にたよって、または、

聞き手の前で、話し手が自分の認識を確かなものにする時に使われるとして
いる。これに対して「よ」は話し手のほうが聞き手より認識の度合が高く、ま
た、聞き手にとって、その情報を得る必要があると話し手が考えて聞き手に
伝える時に使われる終助詞であるとし、次例を基本的な用法の例として挙げ
ている。

(ク) 栗津組の奥さんですね。はじめておめにかかります。

そして(ク)のような「ね」の基本的な用法は、話し手が自分の認識よ
りも聞き手の認識のほうが確かだと考えることについて、自分の認識を聞き手
の認識と同じ水準まで高めようとするときに使われるもので、これは「念押
し」といわれるとしている。「念押し」というのは、聞き手に確かめるのであ
るから、たずねることになり、「ね」の代りに「か」を使ってもたずねるとい
点が共通するので、質問文として成り立つとしている。また、(ケ)のように
話し手についての事実であっても、話し手自身の認識のほうが不確かであ
ったり、(コ)のように聞き手がどう思っているかということについての認識
には「ね」を使うと述べている。

(ケ) 先生、私は十日以上出席してますね。(念押し)

(コ) 私は出て行くことになりましたが、それでいいわけですかね。(念押し)

一方、(サ)は話し手と聞き手が一緒にいる場面の事柄について話し
手が認識したときに聞き手も同じように認識しているだろうと考えて発言する場
合で、この場合は話し手と聞き手の認識の仕方が同じであると話し手が考

えているので、質問ではない。だから「か」に変えることができないとしている。

(サ) いい夜だね。(発見)

(シ) の「ね」は両者の認識の程度が同じであることを前提にして、聞き手のほうが主導権をとって、話し手がそれに答える場合である。

(ス) (セ) は話し手だけが経験した事実や話し手の考えなど、あきらかに、話し手のほうが聞き手よりよく知っていることについて述べる場合であるとしている。

(シ) ホント、悪質ね。(同調)

(ス) あんときは、さすがに俺も慌てたね。(同感の期待)

(セ) 俺は希望なんて持たないね。(同感の期待)

この場合「ね」は、発言前にはまだ認識が成立しておらず、この発言によって認識が成立することをあらわすとしている。また、「ね」は聞き手自身の認識を成立させることにはかなりの重みがあって、それをいえば、聞き手も「なるほどそうか」と思ってくれるだろうというような同感の期待があるように思えると述べている。

(ソ) 早くしてくださいね。(はたらきかけ)

(タ) やっぱり勉強しといた方がいいね。(すすめ)

(ソ) (タ) は「はたらきかけ」や「すすめ」の文に使われた場合で、この場合の「ね」も話し手が聞き手に同意を得られることを期待して発言していると記している。

以上のように、「ね」は話し手と聞き手の認識のギャップを埋めるという点から全体をシステムチックに説明できると述べている。

「ね」「よ」：話し手と聞き手の認識のギャップの埋め合わせかたという点で対立する。
--

しかし、(ス) (セ) の場合は話し手だけの考えや経験した事実なので、当然、聞き手は知らない情報である。従って、聞き手の認識にたよって、確かなものにする必要があるとは思われない。

また、陳の「念押し」と「発見」はそれぞれ大曾(1986)の「確認要求」「同意要求」に当り、ここでの認識のギャップというのも「情報や判断の不一致」と関わりがあると解釈される。

1.3. 神尾 (1990)

神尾は、「情報のなわばり」が、文末形式を選択すると主張し、情報の距離を尺度に用いた。具体的には、ある文によって表現される情報が話し手、または聞き手の〈なわばり〉に属するか否かにより文形が異なることに着目し、なわばりと文形の関係を中心に成立する理論を提唱している。この理論の根本的な仮定は次のようなものである。

ある文の表す情報と話し手および聞き手との間に、一次元的な心

理的距離の尺度を仮定する。その距離は〈近〉または〈遠〉の二つの目盛りにより測られる。

〈話し手—情報〉および〈聞き手—情報〉の二つの距離のうち、前者が〈近〉、後者が〈遠〉であれば、情報は話し手のなわばりに属し(内)、聞き手のなわばりに属さない(外)。逆に、後者が〈近〉、前者が〈遠〉であれば、情報は聞き手のなわばりに属し、話し手のなわばりに属さない。また、前者と後者が共に〈近〉であれば、情報は話し手、聞き手の双方のなわばりに属する。さらに、前者と後者が共に〈遠〉であれば、その情報は話し手、聞き手どちらのなわばりにも属さないものとみなされる。

つまり、情報は話し手のなわばりの内か外か、聞き手のなわばりの内か外かという観点により4つのグループに区分される(表1参照)。それぞれのグループには次のような文末形式⁴⁾が対応する。

(表1) 情報の「なわばり」

		話し手の なわばり	
		内	外
聞き手の なわばり	外	A 直接形	D 間接形
	内	B 直接ね形	C 間接ね形

4) 文末の形式はいずれも主述語の言い切りの形、もしくはそれに文体的な助動詞「ます」「です」(またはそれらの過去形)などが付加される。このような形を〈直接形〉と呼び、主述語に続いて「らしい」「ようだ」「そうだ」「って」「みたいだ」などの要素(および上述の文体的助動詞)が続く文末形を「間接形」と呼んでいる(神尾1990)。

- (チ) 「私、頭が痛い」 — Aの例文
- (ツ) 「今日はいい天気ですねえ」 — Bの例文
- (テ) 「君はテニスがうまいらしいね」 — Cの例文
- (ト) 「カナダの冬は寒いらしい」 — Dの例文

結局、聞き手の情報に属する場合「ね」が必須だということであり、このような観点は大會、益岡と共通するものと言えよう。

しかし、実際の例文を見ると、聞き手の情報に属する場合「ね」が必須だという神尾の説では説明できない場合もある。たとえば、(3)は聞き手の提案に対する話し手の不同意を表しており、当然、聞き手の情報とは関係ない場合である。

(3) 「天気がいいから授業をサボって遊びに行こうよ」

「いや、テストが近いからね」

[作例]

1.4. 益岡 (1991)

益岡は、大會(1986)の分析を出発点としている。

話し手の知識と聞き手の知識が基本的に一致すると判断される場合は「ね」が用いられ、両者の間にずれがあり、その意味で両者が対立的な関係にあると判断される場合には「よ」が用いられるとしている。

- (ナ) お島って変わった名ですね。
- (ニ) 今日は誰もお客見えてませんよ。

(ナ) においては、話し手は、お島が変わった名であるという知識を聞き手

が共有していると判断し、その判断を「ね」という形式で表しているのに対して、(二)の文における「よ」は、文の情報内容を聞き手が知らないであろうという話し手の想定を表していると述べている。

また、次例の場合「ね」を用いることから生じる表現効果は、文脈によって一概には言えないが、一般には詰問の調子が和らげられる傾向があったり、聞き手に対する行為要求の表現力を和らげる効果をもったりすると述べている。

(又) さっき誰と話していたんだね。

結局、「ね」と「よ」は話し手と聞き手の内部世界のあり方の一致性、対立性を表す形式であるという結論である。「ね」をこのように特徴づけることによって、なぜ命令・禁止文と「ね」は相性が悪いのか、といった疑問に対して統一的な説明を与えることができると主張している。

「ね」：話し手と聞き手の知識が一致すると判断される場合 ⇒ 一致型
「よ」：話し手と聞き手の知識が対立的関係にある場合 ⇒ 対立型

<疑似的一致型の判断>

一方、次の文はいずれも、話し手の内部にのみ存在する知識を聞き手に伝えるもので、本来、話し手の内部世界に属するものは、聞き手と共有できるものではないはずであるが、あたかも共有しているものであるかのように言

い表すのは、聞き手との一体化への強い志向性が存在するためであると
し、このような判断を「疑似的一致型の判断」と見なしている。

(ネ) 参っちゃったね。

(ノ) さあ、昔のことって覚えているようで、よく覚えていないものね。

「ね」の「疑似的一致型の判断」の用法は、一面では一致型の判断
を表す「ね」の文末での用法に通じ、その反面でまた、聞き手との一体化
への志向性を示す間投用法の「ね」にも通じるところがあるとしている。

しかし、次の(4)も相手の提案に対する反意を表しており、話し手の内
部にのみ存在する知識を聞き手に伝える場合であるが、「あたかも共有し
ているものであるかのように言い表している」という「疑似的一致」では説
明できないように思われる。

(4) 「もう一杯、飲みに行こうよ」

「あす、健康診断があるからね」

「健康診断なんか、どうってことないよ」

「最近、血圧が高めなんでね」

[作例]

1.5. 金水 (1991)

金水(1991)も、神尾の「情報のなわばり」理論と深く関わっている。金
水は人に話すというのを一種の行為と見なす言語学的・哲学的観点からみ
ると、すべての言語行為は自己の信念を聞き手に提示し、聞き手と共有し
ようとする意図であり、これを「伝達の発話行為」と呼んでいる。そして

「伝達」というのは、自分が持ち、かつ相手が持たない情報を相手に知らしめるという方向の行為だけでなく、より確かな情報を相手から得ようとする方向をも含めているとしている。

具体的には考察の対象となる発話行為を、話し手と聞き手の持つ情報の差異により、「知らせ」「同意要求」「確認」などと分類している。

そして話し手と聞き手とでどちらがより強い仮説を持っているかという観点で、仮説の強さを「 $>$ 、 $=$ 、 $<$ 」で表すならば、「話し手 $>$ 聞き手」「話し手 $=$ 聞き手」「話し手 $<$ 聞き手」の三つで大きく区別され、また、話し手の持っている仮説の強さは「完全」または「弱」の二種が区別されるとしている（表2参照）。

（表2）仮説の強弱

	話し手の仮説の強さ	発話行為の種類	分類
話し手 $>$ 聞き手	完全	知らせ	A1
	弱	知らせ	A2
話し手 $=$ 聞き手	完全	同意要求 (挨拶など)	B1
	弱	弱い確認	B2
話し手 $<$ 聞き手	弱	確認	C

表2のAグループは、話し手が聞き手より強い仮説を持っていると仮定する場合であり、発話によって聞き手の仮説体系を修正ないし補強しようとする行為として機能する。

(ハ) A : 財布が落ちましたよ。…知らせ、A1

B : あ、ほんとだ。

(ヒ) A : パリの冬は寒いらしいよ。…知らせ、A2

B : ああ、そうなのか。

Bグループ、即ち話し手と聞き手が同程度の強さの仮説を持っていると仮定される場合である。

(フ) A : いい天気ですね。… 同意要求、B1

B : 本当にね。

(ヘ) A : 桑田が放出されるらしいね。… 弱い確認、B2

B : そうなんだってね。

Cグループは、話し手の持っている弱い仮説を提示し、完全な仮説を持っていると仮定される聞き手に補強を求める発話である。次のような例がこれに類する。

(ホ) A : 君は、岡山の出身だそうですね。… 確認、C

B : ええ、そうです。

金水は、日本語の伝達の発話行為においては、(表2)の分類に従い、仮説の強弱の表示形式と「ね」「よ」などの終助詞の組合せが決定されると述べている。そして「ね」の機能は現在の発話内容に関して、話し手の持っている仮説と聞き手の持っている仮説とが同一であり、かつ話

し手の仮説が聞き手のそれより強くないことを示す必須の標識であると主張している。

1.6. 金水(1993)

一方、金水(1993)は、話し手内部での情報処理という観点から「ね」を説明しており、その点で、神尾説と異なると言える。

金水は、聞き手が知らない情報を話し手が伝達する場合の「ね」の例をあげて、以下のように説明している。

- (マ) A : あなたのお名前は？
B : 中村太郎です。(? ね)
- (ミ) A : お年は？
B : 36です。(? ね)
- (ム) A : 勤めて何年目ですか？
B : もう20年になりますね。
- (メ) A : お子さんの年齢は？
B : もうすぐ、12ですね。

この場合、どんな情報でもいいというわけではなく、(マ)(ミ)では、話し手の個人情報のなかでも、ほとんど検索・計算なしに引き出せるような情報では「ね」をつけると奇妙な感じがするが、(ム)(メ)のように答えるのに何らかの検索・計算過程を必要とする情報では、「ね」が自然に使えろとし、実際に答を出すための時間の長さではなく、情報の性質として検索・計算過程が必要かどうかの問題になるとしている。

- (モ) A : 「いま何時ですか」
B : 「ええと、七時ですね」
- (ヤ) A : 「早く来いよ」
B : 「いやだね」

(モ)の時間の場合、時計を見るという過程が必要であり、(ヤ)の意志を問われる場面でも、態度決定のための計算過程が必要であるとし、実際に答を出すための時間の長さではなく、情報の性質として検索・計算過程が必要かどうかの問題になると述べている。

そしてこのような観点から「ね」には常に情報のマッチング⁵⁾が関与すると主張し、「ね」の意味を次のように規定している。

「ね」 : 当該の発話を、マッチする特定の文脈とリンク⁶⁾せよ。

マッチングが必要なのは、表現と状況との同一性に不安定な要素がある場合で、計算の結果、状況と表現を同一視できると判断した証として、「ね」をつけるとし、この場合、聞き手の知識は何の役割も果たしていないと述べている。

しかし、次の(5)の「そうかも」は推量を表しているため、情報が等価であると見なし同一視するという金水の説では十分に説明できないように思われる。

5) マッチングとは、話し手が入手している仮説の集合の一つと、当該の発話が含意する仮説の集合とから、等価な情報が引き出せるかどうかを計算することと定意しておく(金水1993)。

6) リンクとは、情報が等価であると見なし、同一視するということである(金水1993)。

(5) 「ひとりであたうのも、同じようなものだ。当たり前だと思えば、なんでもない。伴奏は伴奏なんだろう、多分」
「そうかもね」 [贅]

1.7. 宮崎 (2002)

宮崎は、終助詞「ね」の諸用法が、その場で認識したことを述べる(認識の現場性)という中核的な意味を独話助詞「ナ」と共有しつつ、対話助詞として、独自に様々な聞き手めあての機能(同意要求、確認要求、行為実行の約束の要求)を獲得していく様相として記述できるとしている。次の(ユ)は勧誘文と、(ヨ)は依頼文と共起した例である。

(ユ) 奈緒「ねえ、お父さん」

寛治「うん？」

奈緒「今度、いっしょにお酒、飲みに行こうね」

寛治「…」

(ヨ) 奈緒「何だかトントン拍手で驚いたと思うけど、彼、ちゃんと挨拶に来るって言うし…一緒にお酒でも飲んであげてね」

これらは、「ね」がなくとも、もちろん勧誘文・依頼文として成立するわけであるが、あえて「ね」を付加しているのは、話し手と聞き手の意向が一致すると判断されていることを表すためであると益岡(1991)は説明している。

一方、宮崎では、話し手と聞き手の意向の一致が想定できる、次のような例で、「ね」が使用できないことを問題点と指摘している。

(ラ) A : あ、もう 10時だ。遅くなっちゃったねえ。

B : ほんとだ。 そろそろ {帰ろう / *帰ろうね。}

(リ) A : 手伝いましょうか。

B : すみません。ちょっと 手を {貸して ください / *貸して
くださいね。}

そして、(ユ) (ヨ) のような、「ね」の付加された行為要求文は、行為の実行そのものを要求しているのではなく、行為の実行を約束することを求めているのだと述べている。

(ラ) (リ) の場合も意向の一致が想定できるとしても、即座の実行を要求しており、約束を求めるような文脈ではないため、「ね」が使えないと述べている。

つまり、「ね」は、勧誘文や依頼文、あるいは指導的な命令文(丁寧体)といった、聞き手の意志を考慮するタイプの行為要求文と共に、その文の機能を「行為の実行そのものの要求」から「行為実行の約束の要求」に変える働きをすることでしている。

以上の先行研究の考察から、終助詞「ね」は主に情報の持ち方における話し手と聞き手との関係という観点が議論の中心となってきたことがわかる。しかし、以上見てきたように、「ね」の用法には聞き手における知識や情報のあり方だけでは説明できない場合もある。

2. 問題の提示

前節で（2章1節）、概観した先行研究を踏まえた上で、検討する必要がある問題点を整理すると、以下のようになる。

- （1）なぜ、終助詞「ね」は「やわらげ」の表現効果をもつのか。
- （2）なぜ、終助詞「ね」は命令形と共起しないか。
- （3）「いや、仕事が仕事ですからね」の「ね」の機能は何か。
- （4）「同意用法」と「不同意用法」の関連性は何か。

本研究では以上のような問題点を解決するために「ポライトネス」という概念を導入して分析することにする。

Ⅲ. 本論文の枠組み

1. ポライトネスと「配慮表現」

日本語の特徴の一つとして、聞き手に対する話し手の配慮を反映した表現形式が顕著に認められる、という点がしばしば指摘されている。言語によるコミュニケーションには一般に対人的機能が欠かせないが、対人的機能を表現形式にどの程度組み込むかは言語によって異なるようである。日本語における、この組み込みを高める機能をする表現形式の代表的なものとして「ね」を挙げられる。

1.1 Leech(1983)

Leech(1983)は、対人関係に対するより高度な配慮をもってなされる言語行動の原理について、ポライトネスの原理(the politeness principle)として論じた。具体的には自己と他者に及ぶ利益・負担などに配慮して行われる言語行動の原理として、6項目のポライトネスの原則を立てている。

- | | |
|----------|----------------------------------|
| ① 気配りの原則 | 他者の負担を最小限にせよ。
他者の利益を最大限にせよ。 |
| ② 寛大性の原則 | 自己の利益を最小限にせよ。
自己の負担を最大限にせよ。 |
| ③ 是認の原則 | 他者への非難を最小限にせよ。
他者への賞賛を最大限にせよ。 |
| ④ 謙遜の原則 | 自己への賞賛を最小限にせよ。
自己への非 を最大限にせよ。 |
| ⑤ 合意の原則 | 自己と他者との意見相違を最小限にせよ。 |

自己と他者との合意を最大限にせよ。

⑥ 共感の原則 自己と他者との反感を最小限にせよ。

自己と他者との共感を最大限にせよ。

例として、(A)「このじゃがいもの皮をむいてください。」と(B)「もうひとつサンドイッチをお召し上がりください。」とを挙げ、表現形式は同じ命令文（日本語では命令・依頼表現とされる「～ください」）でも、(A)より(B)の方がポライトネスが高く、人はなるべくそうしたポライトネスの高い言語行動を選択しようとする述べている。

1.2 Brown & Levinson(1987)

Brown & Levinson(1987)は、ポライトネスに関する理論として現在最も基本的、代表的なものと言えよう。Goffman(1967)の「フェイス」という概念を応用をして、ポライトネスを説明したものである。

B&L(1987)は、ポライトネスを “相手のフェイス⁷⁾を脅かす可能性のある行為（フェイス脅かし行為、FTA⁸⁾）を回避するための言語行動、つまり、相手のフェイスを脅かさないように配慮して行われる言語行動”と定義し

7) 人はだれでも社会生活を営む上で他者との人間関係に関わる基本的欲求をもつ。これがフェイスである。さらにフェイスに2種があり、他者に受け入れられたい、好かれたい、という欲求を積極的フェイス(positive face)、自分の領域を他者に邪魔されたくない、という消極的フェイス(negative face)とする(B&L1987)。

8) 人と人とのコミュニケーションにおいては、相手のフェイスを脅かす危険性がたくさんある。たとえば、依頼や要求をすることは、相手がそれに応じる場合、時間や手間をかけることになるのだから、相手の領域に踏み込むことになる。したがって、相手の消極的フェイスを脅かす。また、人はだれでもできる限り相手に好かれたいと思っているから、依頼や要求を受けた時にはそれに応じなければならないという心理的な負担を負う。これは相手の積極的フェイスを脅かす。もし、やむを得ず依頼を断るとすれば、その断り行為が今度は、もとの話者だった相手の消極的フェイスを脅かすことになる。このように、相手のフェイスを脅かす可能性のある行為を総称してフェイス脅かし行為(face-threatening act : 以下、FTA)と呼ぶ、このほか、相手への反意を表明したり、相手に評価を与えたりすることも、FTAである(B&L1987)。

ている。この内、相手の積極的フェイスに配慮して行うポライトネスを積極的ポライトネス、相手の消極的フェイスに配慮して行うポライトネスを消極的ポライトネスとしている。

「積極的（ポジティブな）フェイス」は、相手によく思われたいという欲求である。相手に理解されたい、親しいものとして扱われたいという欲求もある。「消極的（ネガティブな）フェイス」は、自分の領域に他人にむやみに踏み込まれたくない、でしゃばられたくないという欲求、自分のことは他人に邪魔されたくないという欲求である。

例えば、先に謝罪してから依頼をする行為や、直接の依頼を避けて遠回しに依頼する行為は、相手の領域に踏み込むことへの遠慮を表現した消極的ポライトネスであり、ポライトネスの方略とは、フェイスを脅かす度合いを軽減するための方略であると述べている。

1.3 生田(1997) / 山岡(2003)

生田(1997)は、日本語のポライトネスを敬語体系と考える誤解に対して警告を発している。すなわち、ポライトネスを「丁寧表現、待遇表現、敬意表現」などと訳すことに反対し、言葉のポライトネスは「配慮表現」、言語的「配慮行動」などと呼ぶほうが適切だとし、次のように述べている。

ポライトネスとは、当事者同士の互いのフェイスの保持、人間関係の維持を慮って円滑なコミュニケーションを図ろうとする社会的言語行動を指す。

その意味では、言葉のポライトネスは「配慮表現」、言語的「配慮行動」などと呼ぶ方が適切かもしれない。ここで「配慮」と

呼ぶのは、対人配慮、つまり相手に対する配慮だけではない。話者自身のフェイス保持、さらに両者の関係維持に対する総合的な配慮が含まれている。

山岡(2003)は、日本語における配慮表現研究の対象になった具体的な事例として「ちょっと」「もの」「かもしれない」「たいと思う」などを紹介している。次は「ちょっと」の例である。

(又) A : 「一億円ほど融資していただきたいのです」

B : 「その金額はちょっと無理かと思いますが」

(B)では相手の依頼を断ることによって生じる摩擦を緩和しようとする配慮を「ちょっと」で表現していると述べている。そして話し手の発話が、相手にとって望みを遮ったり、不本意な評価づけをされるなどの点で相手の消極的フェイスを脅かし、同時に相手との良好な人間関係を築こうとする話し手自身の積極的フェイスを脅かしている。それらを緩和するための方略として無意識に「ちょっと」が使用されていると解釈している。

なお、山岡は「ポライトネス」はあくまでも説明理論の名称とし、言語理論の名称は「配慮表現」で統一し、幅広い言語理論のカバーできるようにしておくほうがよいと主張しながら、配慮表現を次のように定義している。

「配慮表現」とは

ある発話行為に際して、相手との対人関係をなるべく良好に保つために用いられる言語表現である。

「ポライトネス」とは
会話において、話者と相手の双方の欲求や負担に配慮したり、なるべく良好な人間関係を築けるように配慮して円滑なコミュニケーションを図ろうとする際の社会的言語行動を説明するための概念である。

本論文では、以上のような「ポライトネス」という概念に基づいて終助詞「ね」の分析を試みる。

IV. 「ね」の機能

本論文では、益岡と大曾の分類を総合した上で、さらに「不同意」用法をも分類に入れ、「ね」の用法を以下の六つに分類する。

本論文では、聞き手の情報・気持ちへの配慮の観点から終助詞「ね」の用法のうち、

- ① 同意
- ② 同意要求
- ③ 確認要求

の三つの型は、聞き手の情報を配慮するという点で一類をなし（「ね1」と呼ぶ）、

- ④ 行為要求
- ⑤ 評価づけ
- ⑥ 不同意

の三つの型は聞き手の情報とは関係なく、聞き手の気持ちへの配慮（以下、配慮表現と呼ぶ）を表現しているという点で一類をなすと見なす（「ね2」と呼ぶ）。

さらに[ね1]は、前提の性質と副詞との共起、「たずね」の要素の有無などによって「同意」「同意要求」「確認要求」の三つのタイプに下位分類される。

まず、同意用法から見ることにする。

1. 同意

特徴 1：前提がある。

特徴 2：「たずね」の要素はない。

聞き手によって提示された情報について、話し手が同意を表明する場合が典型的なタイプである。例えば、(1)の「ね」は聞き手の気持ちに同意を表しており、(2)の場合、話し手は聞き手の持ち出した提案に同意を表していることが分かる。

(1) 「いやになっちゃうわねえ、もう」

と、沢沼芳子がため息をついた。

「まったくだね」

と、三原は言った。

[勝]

(2) 「久びさに近況報告、というのはどうかしら」

「わるくないね」

[レ]

(3) 「いや、危ないところだった、あの患者は妙に頭が働く」

ほっとする院長に一人があいづちをうった。

「そうですね。あいつは頭も悪くないし、まじめな青年です」

(男⇒男) [ボ]

上例の(1)(2)(3)のように、話し手の方が「まったくだね」「わるくないね」「そうですね」などと気楽に同意を表明している場合は「同意用法」となる。このことは(3)の「あいづちをうった」という表現が出現していることから分かる。(4)(5)も同様な例である。

(4) 「ああ、そうなさい。ゆっくり昼寝でもするんだね。夜になると蒸し

暑くなって、寝られないから」

「そうですね」

[ボ]

(5) 「あら、でも、やってやれないことはないでしょ？」

「そりゃそうだが……。しかし、もし分かったら大変だよ」

と、村上は言った。

「それはそうね.....」

と、洋子は言って、眠り込んだ。

[勝]

また次の例の場合、相手が先に同意を求めているのであるから「たずね」の要素はない。つまり「同意要求」でないことが分かる。

(6) 「すてきな紙を見ちゃうと、どうしても買わずにはいられないのよ。病
気かしら」

「そうかもしれませんね」

「だから、うちには使ったことのないレター・セットがやまほどある
の」

[レ]

「同意」用法は、判断を聞き手に要求せず、話し手自身が下しているという点で「同意要求」用法と異なっていると言える。このことは例(6)(10)の場合、「ね」が「かもしれない」という可能性を示す推量表現と共に使われることから分かるだろう。

(7) 「しかしだよ、登志枝。これが結婚して十年も二十年も経った夫婦

ならともかくさ、新婚二カ月ぐらいで、奥さんが一人で札幌来るとは、どんなものかなあ」

「それもそうね。じゃ、上原常務とうまく行っていないのかもしれないわね。ちょっと年の差があり過ぎるもの…」 [広]

(8) 「君とさっぱりつきあいたいから、君を口説かないんじゃないか」

「あきれるわ」

「そういうことがもしあったら、明日はもう君の顔を見るのもいやになるかもしれない。話に気乗りするなんてことがなくなるよ。山から里へ出てきて、せっかく人なつっこいんだからね、君は口説かないんだ。だって、僕は旅行者じゃないか」

「ええ、ほんとうね」

「そうだよ。君にしたって、君がいやだと思ふ女となら、後で会うのも胸が悪いだろうが、自分が選んでやった女ならまだましだろう」

[雪]

(9) 「ちょっと寒いわね」とロシア語で声をかけてほほえんだのです。

……………。

「本当に寒いですね。まるで春先みたいだ」

とぼくは片言のロシア語で彼女に応じました。 [フ]

大曾(1986)によると、「ね」「よ」などがなくても大して意味は変わらないようだが、これら終助詞なしでは自然な日本語の会話は成り立たないとし、例えば、「今日はいい天気ですね」のように「ね」で終わる文に「は

い、そうです」という答えは不適切であると述べている。このことは、(9)(10)(11)の文から「ね」をとると不自然になることから分かる。

(10) 「週末はゆっくりしたいの」

綾子の申し出に、浩一はいつものようにいっさいさからわなかった。

「ああ、そのほうがいいかもしれないね。女の方は肌の手入れとか、いろいろあるみたいだから。……」 [贅]

(11) 「ひとりでうたうのも、同じようなものだ。当たり前だと思えば、なんでもない。伴奏は伴奏なんだろう、多分」

「そうかもね」 [贅]

(12) 「キャンセルの理由はおっしゃいませんでしたわ」

「男の方から。女の方から？」

「それが、奥様の方から」

「なるほどね」

「なにが、なるほどなんですか？」

「亭主が予約して、女房がキャンセルするというのを、なるほどと言っただけだよ。そこに、いろいろ物語が考えられる」

「小説家の、悪い習性ですわよ」 [贅]

また、「同意」用法の場合、「ね」と「よ」をとりかえることはできないと思われる。

(13) 「やっと彼女、九州の場末の店に出ているんだ。どうも、二人で組んでドサ回りみたいなんだな」

「なるほどね」

友人のところには、商売を通してそういう情報も入ってくるのだろうか。店には、時には月極めで歌手を入れたりもしているらしい。そういう線からの情報なら、ほぼ確かと考えていいだろう。

[贅]

→ * 「やっと彼女、九州の場末の店に出ているんだ。どうも、二人で組んでドサ回りみたいなんだな」

「なるほどよ」

(14) 「弟が乗っていたから、駅へ行ってみようかしら」

「だって、汽車は駅に待ってやしないわ」と駒子が笑った。

「そうね」

[雪]

→ * 「弟が乗っていたから、駅へ行ってみようかしら」

「だって、汽車は駅に待ってやしないわ」と駒子が笑った。

「そうよ」

例(13)(14)と次の(15)からも分かるように、「ね」を「よ」にとりかえると不自然な感じがする。(16)(17)からも同様なことが言えよう。

(15) 「そこのベンチに坐って対策を考えよう」とぼくは提案しました。

「なんとかしなくちゃ。ひと晩中、外で立ってるわけにはいかないし」

「そうね」

[フ]

→ * 「そこのベンチに坐って対策を考えよう」とぼくは提案しました。

「なんとかしなくちゃ。ひと晩中、外で立ってるわけにはいかないし」

「そうよ」

(16) 「三郎はどこにいるんでしょうね。裸かになると誰が誰だかわかりはしないな」

輔は迷児にさせないつもりで、妻と義妹の両肩へ手をかけたままこう言った。悦子の滑らかな肩は、ともすると彼の掌を脱れようとする。

「全くね」と自分であいづちを打ちながら、彼は喋りつづけた。

[愛]

(17) 「五十日は永すぎますわ」

「永すぎるね」

[恋]

2. 同意要求

特徴 1：前提を想定する。
特徴 2：「たずね」の要素がある。

次の(1)(2)(3)のように当該の事柄を聞き手も知っているだろうと想定される場合は「同意要求用法」となる。すなわち、両者の情報・判断の程度が同じであるということが前提になっている場合である。例(1)(2)(3)は同意要求の典型的な例である。

(1)この店のお客は上品なのが多いので、だれも、これ以上はきかなかった。

「きれいな服だね」

「きれいな服でしょ」 [ボ]

(2)「朝、早いんでしょう？」

「うん。車で五時に出るんだ。かなわんよ」

「行くだけで疲れますね」

「そうなんだ。せめてハイヤーでも使えばいいんだが、社長がうるさいからな」 (男⇒男) [勝]

(3)「まあ、いやだ。開いた口がふさがらないわ」と千恵子が言った。

「呆れたもんだね、この頃の娘と来たら」

「呆れるわね、悦子さん」

そう千恵子が話しかけた。

「ええ」

[愛]

以下の例(4)の「よくご一緒にになりますね」は、「いい天気ですね」のよう
にあいさつかわりの表現として用いられている。

(4) 「よくご一緒にになりますね」

「ええ」

と彼はあいそよく答えてくれた。

(男⇒男) [ボ]

(5) 「わ、冷たくて気持ちいいね。タカちゃん」

久仁子のはしゃいで、高志の腕にからみついた。

「冷たくてやだよ」

久仁子は驚いて高志を見つめた。

[最]

(5)は、聞き手も同様な気持ちであろうと想定される場合である。すなわ
ち、「冷たくて気持ちいい」ということを聞き手が共有していると判断し、そ
の判断を「ね」で表している。(6)(7)(8)も同様な例で、話し手と聞き手が
一緒にいる場合のことがらについて聞き手も同じように判断しているだろうと話
し手が想定して発言する場合である。

(6) 「悪 がこんなにだらしないものとは、知らなかった。まあ、明るいとこ
ろでみてごらん」

夫は電灯の下に持っていった。

「ほんと。ずいぶん情ない顔つきね」

「そうなんだ。なにもできないとき」 [ボ]

(7) 真佐子の意見で、車は街を抜けて港に出る。……。

「やっぱり、北の海は男性的で素敵ね」

「はるばる来た、という感じね」 [メ]

(8) 佐山は静かな白蛾のような民子を見て、

「いい顔だね」

雪子はうなずいた。 [伊]

(9) 「他人の成功や栄光なんて糞喰らえだよ。そんなもの美也子にめざし

てもらいたくないね。はっきり言って、美也子はマドンナになれない。

あの迫力も毒もえげつなさも下品さもない。自己顕示欲だって、足元にも及ばない」

「ありがとね、たいした友情だわ。やる気失くすのに充分役立つ忠告だこと」

嫌味をこめて言い返した。 [贅]

(10) 友人たちはみなそのテーブルのまわりをかこみながら、

「ざっと二十万円くらいはありそうだね」

「いや、もっとありそうだ。きゃしゃなテーブルだった日には、つぶれてしまうくらいあるじゃないか」 []

3. 確認要求

- 特徴 1：前提がある。
- 特徴 2：「確か」と共起する。
- 特徴 3：「たずね」の要素がある。

例(1)では話し手は「聞き手がここのお嬢さまだ」という情報を、(2)では「遠野からの電話で、彼が淋しくて旅先まで聞き手に電話をかけた」という情報を話し手がすでに持っている上での発話であると解釈できる。このように話し手の持っている既知の情報を聞き手に確認する場合は「確認要求用法」となる。また、こういった何らかの既知の情報を話し手がすでにもっているという点で「同意要求」と異なっていると思われる。

(1)三十分ほど走って着いた真佐子の実家は、黒い板塀が角まで張り巡らされ、入口は冠木門で、さすがに地方の造り酒屋らしい豪壮さである。

「そうか、あなたはここのお さまだったのね」

絵里は改めて感心したように、真佐子を見直す。

「お さまに、あまり失礼なことをいってはいけないなあ」

「もう、いい加減にしてよ」 [メ]

(2)修子が電話を終えて部屋へ戻ると、絵里が待っていたようにきいた。

「誰から？」

二人とも、修子が遠野と付き合っていることは知っている。

「彼からでしょう」

当てられてうなずくと、絵里が詰めよる。

「淋しくて、旅先まで電話をよこしたってわけね」

「そんなんじゃないわ」

[メ]

そして、次の例から分かるように「ね」と「よ」（「ね」を用いない文）
をとりかえることはできないと思われる。

(3) 「おでかけですか」

と、彼は英語できいた。

「すこしドライブをするつもりだけど」

「お車はアルファ・ロメオのスパイダーですね。玄関にまわしておきま
しょう。キーを一」

ぼくは車のキーを彼に渡した。

(男⇒男)

[レ]

→* 「すこしドライブをするつもりだけど」

「お車はアルファ・ロメオのスパイダーですよ。玄関にまわしておきま
しょう。キーを一」

→* 「すこしドライブをするつもりだけど」

「お車はアルファ・ロメオのスパイダーです。玄関にまわしておきま
しょう。キーを一」

(4) 「あなた、お名前は？」

「今西ともうします」

「あなたが....」

.....。

「あなた、お歳暮をおくって下さいましたね。中には、何が入っていた
んですの？」

「はあ.....」

【勝】

→* 「あなた、お歳暮をおくって下さいましたよ。中には、何が入ってい
たんんですの？」

→* 「あなた、お歳暮をおくって下さいました。中には、何が入っていた
んですの？」

上の(3)(4)は、「ね」と「よ」をとりかえることはできないし、また「ね」を
用いない文（以下「∅」）も不適切であるように思われる。

(5) 「今度の日曜日はゴルフですね」

エレベーターの中で、岡田は言った。

「ああ。接待だ。こっちは疲れに行くようなもんだよ」

と、井口は顔をしかめた。

（男⇒男）

【勝】

→* 「今度の日曜日はゴルフですよ」

エレベーターの中で、岡田は言った。

「ああ。接待だ。こっちは疲れに行くようなもんだよ」

と、井口は顔をしかめた。

→ * 「今度の日曜日はゴルフです」
エレベーターの中で、岡田は言った。
「ああ。接待だ。こっちは疲れに行くようなもんだよ」
と、井口は顔をしかめた。

(6) 玄関の外へ明るい歌声が近づいてきた。

「アリサさんですね」

主婦は力なくうなずいた。

[ボ]

→ * 玄関の外へ明るい歌声が近づいてきた。

「アリサさんですよ」

主婦は力なくうなずいた。

→ * 玄関の外へ明るい歌声が近づいてきた。

「アリサさんです」

主婦は力なくうなずいた。

なお、上例(5)(6)も、「ね」と「よ」をとりかえることはできないし、また「ね」を用いない文も不適切であると思われる。

(7)しかし、私はまだ、さっき美人がすりよってきた時の感触を忘れられなかった。

「……宇宙旅行ばかりではなく、家庭生活にも応用ができそうです

ね」

「いずれはそうなるでしょう。しかし、その時には、ツメにかぶせる物が

ずいぶん売れるでしょうな」

[ボ]

(8) 私たちは次の部屋にうつった。一人の男がよつんばいになって近よってきたので、私は所長に聞いてみた。

「これは、おとなしい動物がついているようですね」

「ええ、なにかついていると思います」

[ボ]

「確認要求」用法は(9)(10)(11)(12)(13)の例から分かる通り、副詞「**確か**」を伴うことが多いようである。

(9) 口笛が止んだ。

「町沢さん、お茶を飲んでいただけですね、**確かに**」

「そうです、そうですとも田条さん」

勢いづいて加奈彦は答える。

[広]

(10) 町沢かと尋ねるのは、あまりにあらわで、加奈彦との関係が、まだ二人だけのものであることに冬美は遠慮したのだ。

「あっ、ごめんなさい。**確か**町沢さんでしたわね」

冬美は反撥を感じて、女を疑視した。

[広]

(11) 「**確か**、あの娘の家は旭川でしたね。その旭川の家を調べたり、常務の妻君から、さりげなく聞き出すという手もあるでしょう。とにかく手を尽くして見なくちゃあ、町沢さんだって、枕を高くして眠れないわけだからね」

[広]

(12)私はえんりよなく葉巻を一本とって、マッチの火をうつしながら、

「たしかあなたのお使いになる精霊は、ジンとかいう名前でしたね。するとこれから私が拝見する 術というのも、そのジンの力を借りてなさるのですか」

ミスラくんは自分も葉巻へ火をつけると、にやにやわらいながら、おいのいいけむりをはいて、

「ジンなどという精霊があると思ったのは、もう何百年もむかしのことです。……」 []

(13)「確かに、ここはみちのくの小京都ね」

絵里がいうとおり、歴史の重みを伝える建物がしっかりと守られている。

「まだ、行っていないお寺があるのよ」

「でも、これくらいでいいわね」 [メ]

さらに、この二つの「ね」の用法、すなわち「確認要求用法」と「同意要求用法」の間には明らかにイントネーションの違いがある。確認を求める「ね」には上昇調の疑問文のイントネーションが使われるが、同意要求用法の「ね」の方には疑問文のイントネーションは使われない（大曾1986）。

(14)「すみません、お忙しいところを…」

田条は黙ってタバコに火をつけた。

「早速ですが田条さん、実はちょっとお耳に入れたいことがあっ

たものですから」

「冬美のこととか言っていたね」

田条はもう一度それとなくあたりを見まわし、ベンチの背に片手をのせ、半分うしろを向いた。

「そうなんです」

「冬美のお化けでも出たっていうんですか」

田条はニヤニヤした。

「そうなんですよ。上原常務の披露宴の時ですが、冬美にそっくりの奴が現れてね」

[広]

(15) 加奈彦はようやくほっとして、

「じゃあ、やはりあれは他人の空似ですね」

「そうだよ、それに決ってるさ。何しろ、わたしは自分のこの目で、確かめたんだからね」

「それで安心しました。…実は昨晚、記憶喪失のテレビドラマを見たものですから」

[広]

(16) 「帝都ホテルですか」

「いやニュー大滝です。この間の常務の結婚式場なんで、ちょっと…」

「なるほど。ま、メモのほうだけはよろしく頼みますよ。ところで調査費用の三十万は、今日いただけるんでしょうね」

「ハア、まちがいなく」

うなずきながら、加奈彦は俄かに金が惜しくなった。

[広]

(14)(15)(16)からも分かるように、確認要求の「ね」には上昇調の疑問文のイントネーションが感じられる。(17)(18)(19)も同様な例である。

(17) 私はただ誠実なる先生の批評家及び同情家として奥さんを眺めた。

「奥さん、私はこの前何故先生が世間的にもっと活動なさらないのだろうと云って、あなたに聞いた時に、あなたは仰った事がありますね。元はああじゃなかったんだって」

「ええ云いました。実際あんなじゃなかったんですもの」 [コ]

(18) 「あなたの父親はどこからきたの？」 「九州から」

「キューシュー？それは日本？」 「そう」

「じゃ、母親は？」 「九州。おなじく日本」

「じゃ、二人とも日本人同士というわけね」 「そうだ」

[フ]

(19) 「じゃあ、ボウボワールはサルトルのメレスだったわけね」

「そうそう、そのとおり」 [メ]

以上の考察から「同意」「同意要求」「確認要求」の三つのタイプは、聞き手の情報に配慮しているという共通点があると言える。

4. 行為要求

特徴 1：前提なし。

特徴 2：「はたらきかけ」や「すすめ」の文と共起する。

「ね1」では、「同意」「同意要求」「確認要求」の働きを「ね」が担っていると考えられる。しかし、以下に見る「行為要求」用法では、「ね」自体が「行為要求」を示しているのではなく、配慮表現として働いていると思われる。

では、まず「ね2」の「行為要求」から見ることにする。

「行為要求」の「ね」は文の終わりに位置し、命令形以外に幅広く接続する。

(1) 安くなかったんだぜ。大事にしろよ。（*ね）

（男⇒女） [レ]

「よ」は、(1)のように命令文とも共起するのに対して、「ね」は、命令文と共起しないことには異見がないが、その理由についてはさまざまな意見がある。

陳(1987)は、「よ」と「ね」が「はたらきかけ」や「すすめ」の文にも使われることを指摘した上で、その場合の「よ」と「ね」の特徴について次のように述べている。

「よ」の場合は、そのようにすることが聞き手にとって必要なことであるという結論を話し手が持っていて、その必要性を聞き手にも確認させる目的で話

しているのに対して、「ね」の場合には、話し手が聞き手に同意を得られることを期待して発言していると述べている。

また、その理由について、宮崎(2002)では、もともと、聞き手の意志を考慮する必要のない、一方的な行為要求だからであり、丁寧体の「しなさい」であれば、「ね」も共起可能な場合も出てくると指摘している。

(ネ) * 起きろね!

(ノ) * 純子、起きなさいね!

(ハ) あんたが学校に来られるようになったら、使いなさいね。

宮崎(2002)では、(ノ)のような純然たる命令は、丁寧体であっても「ね」は共起しないが、(ハ)のような、命令と言うより、指導的発話と言えるような用法の「しなさい」なら、「ね」と共起可能であり、相手に約束させているニュアンスになると述べている。

(2) 「おなかが空いた? 先に頂きましょうか」と、尋ねた。

「とんでもない。お待ちするよ」

専務である舅(しゅうと)より先に、食事をするなど思いもよらぬことであった。

「そうお、じゃ、すみませんが、もうちょっと待ってくださいね。お客さまのご用がありますから…」 (女⇒男) [広]

(3) 「わかった。明日から脚本読みをはじめてくれるね」

「はい、はじめます」 (男⇒女) [恋]

(4) 「どうする、ホテルへ行くと遠回りだよ。このまま真っ直ぐ大原へ行く？」

「うん、そのかわりバッグはタカちゃんが持っていてね」

「いいよ」

高志はうなずいた。 (女⇒男) [最]

(5) 「愛しているなんて言わないでね」

秋野夫人は先回りして僕に言った。

「あのひとを愛することはだれにもできないんだから」

(女⇒男) [レ]

(6) 「なるべく派手な格好をしてきてね」

「合津女史から、さんざん念を押されたのであるが、」

(女⇒女) [街]

益岡(1991)では、行為要求文と共起する「ね」は、話し手と聞き手の意向が一致すると判断されていることを表すとしている。

(7) 「こんど東京へ帰ったら、もう会わないようにしましょうね」

思いがけない言葉を佐伯伽耶の口からきいたのは朝の光が窓を染めはじめの頃だった。ぼくはその言葉が信じられなくて、まばたきをしながら彼女を見つめた。 (女⇒男) [レ]

しかし、益岡(1991)の説では(7)以外の例は説明できるが、上例の(7)の

「思いがけない言葉」という表現からも分かるように話し手と聞き手の意向が一致していない場合は説明できないように思われる。

上例らはいずれも、依頼表現であり、依頼によって相手にかかる負担に対する配慮が「ね」によって表現されていると思われる。もう一つの特徴として男同士では使わないという傾向があることが分かった。

(8) 「…ねえ、お父さま。きょうは会社がお休みだから、植物園につれてって下さるわね」

「それがね、お父さんはお仕事ができちゃったのだよ。また、こんどにしようね」

思った通りのご返事だったので、あたしはすぐ泣きべそをかいた。

(男⇒女) [ボ]

(9) 「あの—どこへ行くんですか？」

竹中は、この言葉にムツとした。

「どこへ行こうと、君の知ったことじゃないだろう！ 届を出さなかった君がいけないんだ。諦めるんだね」

そんなに強く言うつもりではなかったのだが、つい、きつい言葉になってしまった。

則子は、青ざめたが、

「一分かりました」

(男⇒女) [勝]

(10) 「どうしたの。いやよ」

島村は立ったままでいった。

「そう？ 待っててね。後でいっしょにお部屋へ行かせて」

駒子はちょっと左手を上げてから走った。

(男⇒女) [雪]

(11)もしここに絵里がいたら、「修子には修子の生き方があるわよ」と、
ぴしゃりといってくれたかもしれない。あるいは「あまり見せつけないで
ね……」と、やんわり皮肉ったかもしれない。

(男⇒女) [メ]

以上「はたらきかけ」や「すすめ」の文と共起する点と男同士では使わ
ないという傾向がある点を考慮して独立の項目とした。

5. 評価づけ

特徴 1：前提なし。 特徴 2：評価文に現れる。

次の例は聞き手の領域に属するものについて、コメントをしたり、評価をしたりする場合である（以下、「評価づけ」と呼ぶ）。B&Lによると相手に評価を与えたりすることもFTAである⁹⁾。

(1) 「きみぐらい冷たい人はいないね」

「あたしぐらい冷たい人はいないの」 [ボ]

(2) 「お前もしつこいね」

[作例]

(3) 「妖精って、ずいぶん、いじわるなものなのね」

「そうかしら。人間たちとくらべて、どっちがいじわるかしら。あたしたち妖精はなんでもしてあげるって言ってるのに、ことわるのは人間のほうなのよ」 [ボ]

これらの例は聞き手の情報とは関係ないという点で、同意要求や確認要求の例とは異なるといえる。また、いずれも相手を悪いイメージで評価¹⁰⁾して

9) 相手に評価を与えたりすることは相手の消極的フェイスを脅かすため、それを緩和するための配慮としての消極的ポライトネスであると説明している(B&L1987)。

10) 相手をいいイメージで評価する場合もあるが、本研究では悪いイメージで評価する場合のみ扱うことにする。

いる場合である。

(4) 駒子は窓ガラスに額を押し付けながら、

「どこへ行った？ねえ、どこへ行った？」と、甲高く呼んだ。

「危いじゃないか。無茶をするね」と、島村も声高に答えたが、甘い遊びだった。 [雪]

→* 「どこへ行った？ねえ、どこへ行った？」と、甲高く呼んだ。

「危いじゃないか。無茶をするよ」

→* 「どこへ行った？ねえ、どこへ行った？」と、甲高く呼んだ。

「危いじゃないか。無茶をする」

(5) 「水漬けといいますが、どのような処罰法ですか」

藤川が課長補佐の背中に向かって訊いた。

「小説家のくせに君もものを知らん男だね」 答えは右隣の石川から届いた。 (男⇒男) [四]

上例(4)(5)と下例(6)(7)は、「ね」と「よ」をとりかえたり、「ね」を用いなかったりすると不自然な感じがする。例えば、「危いじゃないか。無茶をする」「おかしな人、襟ちゃんて」のように「ね」を付けないと、話し手が相手への評価を押し付けているようで、丁寧さに欠けるというところから来る不自然さが感じられる。

(6) 「女の影って、美しいものじゃないわ」

と襟子は影を見詰めながら呟いた。

「あら、影が穢いなんて初めて聞いたわ、おかしな人ね、襟ちゃん
て」

「そうかしら……」 [女]

→ * 「あら、影が穢いなんて初めて聞いたわ、おかしな人よ、襟ちゃん
て」

「そうかしら……」

→ * 「あら、影が穢いなんて初めて聞いたわ、おかしな人、襟ちゃん
て」

「そうかしら……」

(7) 「どうかしら、私この頃ね、愛情に対してこう思うようになったの、愛
されることより、愛することだと、私ね、この頃それがやっと分かった
の、私は山形に愛されていたわ」

「じゃ、幸せじゃなかった、というわけ」

「分からないわ、ただ、私は男の人を今まで本気になって愛したことが
ない、それが分かったのよ」

「贅沢な人ね、あなたって」 [女]

(8) 「おかしな方ね」 おかみが去ってから梓が言った。

「なにがだ？」

「あなたはいつも洋服をきちんと着こなしてホテルでお仕事なさるかた
でしょう。それが、そんな風に着物を召してこんな料亭に現われる

と、これもまたあなたに似つかわしい、という感じがします。ですから、おかしいのです」 [恋]

上例らはいずれも相手を悪いイメージで評価している場合である。このように話し手の発話が相手を非したり、相手の自尊心を傷付けるおそれのある発話を行う際に生じる摩擦を緩和する配慮表現の機能として「ね」が用いられていると思われる。(9)(10)(11)も同様な例である。

(9)「うちはどうしたんだね」

「おばあさんを一人残してあるんですって。百姓なんですけれど、主人がこんなこと好きなのね。それは面白い人」

「道楽者だね。もういい年なんだろう」

「若いのよ。三十二三かしら」 [雪]

(10)「私は一度も参ったことがないから、こだわるのよ、ほんとうよ、一度も。今はお師匠さんもいっしょに埋まっているんですから、お師匠さんにはすまないと思うけれど、今更参れやしない。そんなことしらじらしいわ」

「君の方がよっぽど複雑だね」

「どうして？ 生きた相手だと、思うようにはっきりも出来ないから、せめて死んだ人にははっきりしとくのよ」 [雪]

(11).....不意に起こされたことゆえふらついて、また倒れると、頭が熱いものに載って驚いた。

「火みたいじゃないか、馬鹿だね」

「そう？火の枕、火傷するよ」

「ほんとうだ」

[雪]

6. 不同意

特徴 1：前提なし。
特徴 2：「否定表現」と共起する。

次例(1)(2)のように相手の提案を断ったり、(9)(10)のように相手への反意を表明（以下、不同意と呼ぶ）している場合を本論文では独立した項目として挙げることにする。

まず、相手の提案に断る場合から見ることにする。

(1) 「なにを飲む？」

「車で来てますから」

「一杯ぐらい平気でしょ？」

「いや、仕事が仕事ですからね」

ぼくはかたくなに彼女のすすめをことわった。

[レ]

→ * 「一杯ぐらい平気でしょ？」

「いや、仕事が仕事ですからよ」

→ * 「一杯ぐらい平気でしょ？」

「いや、仕事が仕事ですから」

(2) 「今度の選挙では彼に投票してください」

「私とは考え方が違うからね」

[作例]

- * 「今度の選挙では彼に投票してください」
「私とは考え方が違うからよ」
- * 「今度の選挙では彼に投票してください」
「私とは考え方が違うから」

上例(1)(2)は、「ね」と「よ」をとりかえることはできないし、また「ね」を用いない文も不適切であると思われる。例えば「いや、仕事が仕事ですから」「私とは考え方が違うから」のように「ね」を付けないと、話し手が聞き手に自分の反意を押し付けているようで、丁寧さに欠けるというところから来る不自然さが感じられる。(3)(4)も同様な例である。

- (3) 同乗者「モタモタしている前の車、追い越しちゃえよ」
運転者「でも、ここは追い越し禁止だからね」 [作例]

- * 同乗者「モタモタしている前の車、追い越しちゃえよ」
運転者「でも、ここは追い越し禁止だからよ」
- * 同乗者「モタモタしている前の車、追い越しちゃえよ」
運転者「でも、ここは追い越し禁止だから」

- (4) 「天気がいいから授業をサボって遊びに行こうよ」
「いや、テストが近いからね」 [作例]

- * 「天気がいいから授業をサボって遊びに行こうよ」
「いや、テストが近いからよ」

→ * 「天気がいいから授業をサボって遊びに行こうよ」

「いや、テストが近いから」

(4)の「いや、テストが近いから」には「遊びにいけない」という部分が省略されているし、(6)の「立ち入り禁止だから」にも「食事できません」という否定表現が省略されていると思われる。

(5) 「いま人気のある映画見に行こうよ」

「でもホラーじゃね」

[作例]

(6) 「芝生で食事をしましょうよ」

「立ち入り禁止だからね」

[作例]

(7) 「もう一杯、飲みに行こうよ」

「あす、健康診断があるからね」

「健康診断なんか、どうってことないよ」

「最近、血圧が高めなんでね」

[作例]

(8) 「夏に放映するテレビドラマがあるのですが、話題づくりのためにも、

ぜひ林さんにご出演願えないかと思ひまして」

「台本を見せていただかないと、お返事しかねますねえ」

[街]

(9)(10)は聞き手と反対する内容に「ね」を付与し、相手への反意を表

明することによって生じるだろうと予想される摩擦を緩和する機能として「ね」が働いていると思われる。

(9) 「でも、ここでいたよ！」と、お婆さんは言いました。

「こんなふうだったんですもの」

「こんなだったかもしれないが」と、番人は答えました。

「そうじゃないね。窓はたたきこわされ、戸はひっぱがされて、床の上には血が流れていたのさ」

[絵]

(10) 「そうはいかん。人間は追いつめられれば、なんとか方法を考えつく。さいわい、おれにも健全な頭がついていた。そこで、きさまを完全な記憶喪失症にすることを思いついた。どうだ、すばらしい考えだろう」

「ちっともすばらしくはありませんねえ。それに、それはむりですよ。わたしだって、あなたのやりそうなことは、とくに、すべて検討してあるんですから」

(男⇒男) [ボ]

上例の場合の「ね」も聞き手の情報とは関係ないという点で確認要求や同意要求の「ね」とは用法が異なり、相手への反意を表明している場合で、B&LによるとFTAである。(11)(12)(13)も同様な例である。

(11) 「ねえ、町沢さん。それほどまでに似ている娘が現れたとなると、こりゃあひょっとして助かったのかなあ…少々心配になって来たな」

「いやですよ、田条さん」

「しかし、何でしょう。あなたが多勢の前で思わず声を上げたほど似

ているとなると…その記憶喪失も現実味を帯びて来ますねえ」
「おどかさないでくださいよ。あの娘は冬美なんかじゃないですよ」
またしても不安になった加奈彦は、その不安をふり払うように言った。
「だがねえ…別人だという確たる証拠もないわけだからねえ」
「証拠？それは…あるとはいえませんが…あ、ほら、冬美は眼鏡をかけていましたでしょう」 [広]

(12) 「君の顔は、気品と色気が入り交じっている、男を悩ます顔だぜ……」
「いやなこといわないで、色気なんて」
「色気と言って悪かったら、淫蕩的と言って良いかな」
「失礼ね、絶交よ」 [女]

(13) 「何をしてる娘だい。モデルとか、女優とか、そういう種族じゃないのか」
と、ぼくがたずねると、わが友人は首を振って苦笑しました。
「ちがうね。正体はわからないけど、どこかの大金持ちの娘だろう。……」 (男⇒男) [フ]

(1)～(8)のように相手の提案を断ったり、(9)～(13)のように相手への反意を表明したりすることによって生じる摩擦を緩和しようとする配慮表現の機能として「ね」が用いられていると思われる。

以上のように「ね2」の「ね」は、「ね1」の「ね」と用法が異なるこ

とが分かった。つまり「ね2」の「ね」には「同意」や「確認」の意味は感じられない。(IV.4)では指導的発言や依頼によって相手にかかる負担に対する配慮が「ね」によって表現されていて、(IV.5)では相手の自尊心を傷つけるおそれのある発言を行う際に生じる摩擦を、(IV.6)では相手の依頼を断ることによって生じる摩擦を、それぞれ緩和しようとする配慮を「ね」で表現しており、その点で「ね1」と異なると言える。

本研究と先行研究を比較すると(表3)のようである。

(表3) 先行研究との比較

	大曾 (1986)	陳常好 (1987)	神尾 (1990)	益岡 (1991)	金水 (1991)	金水 (1993)	宮崎 (2002)	本論文 (2005)
同意	○	○			○			○
同意 要求	○	○	○	○	○	○	○	○
確因 要求	○	○	○	○	○	○	○	○
行為 要求		○		○			○	○
評価 づけ								○
不同 意								○
視点	情報の 一致	情報の 一致	情報の 距離	情報の 一致	情報の 量	情報の 等価	認識の 現場性	配慮

V. 結 論

本論文では、終助詞「ね」を取り上げ、「ポライトネス」の概念を導入して、「ね」の諸用法を統一的に説明しようとした。その内容を結論的に整理してみると次のように要約できる（表 4 参照）。

- ① 一見単純そうに見える「ね」も、その実態は多岐にわたることが分かった。
- ② 聞き手の情報・気持ちへの配慮（配慮表現）という視点を考慮に入れて考察した結果、まず、「ね」には、単に聞き手の情報を配慮する機能だけでなく、聞き手の気持ちを配慮するという、いわば「配慮表現」の働きをしていることが分かった。
- ③ 次に、「バッグはタカちゃんが持っててね」のような「行為要求」用法の場合、依頼によって相手にかかる負担に対する配慮が「ね」によって表現されていることと、男同士では使わないという傾向があること等が分かった。
- ④ 終助詞「ね」は詰問の調子を和らげる効果をもつが、これは②によるものと言える。
- ⑤ また、「行きたくないね」といった聞き手への強い拒絶（不同意）を表す「ね」をも「ね」の全体的な枠組みの中に取り入れた。

本論文で行った以上の分類と分析は、日本語教育の現場でも役に立つものと思われる。

今回扱えなかった点や分析の不十分な点、特に「よ」との比較や「だろう」との関係等は、今後の課題としたい。

(表4) 「ね」の配慮表現

	応答 要求	「たしか」 との 共起	前提の 有無	男→男	配慮	交替	
						よ	∅
同意	×	×	○	○	情報の 配慮	×	×
同意 要求	○	×	○	○	情報の 配慮	×	×
確認 要求	○	○	○	○	情報の 配慮	×	×
行為 要求	○	×	×	×	気持ちの 配慮	○	○
評価 づけ	×	×	×	○	気持ちの 配慮	×	×
不同 意 (拒絶, 反意)	×	×	×	○	気持ちの 配慮	×	×

参考文献

- 生田少子(1997)「ポライトネスの理論」『言語』Vol.26.No.6.
- 泉子・K・メイナード(1993)『会話分析』くろしお出版.
- 大曾美恵子(1986)「誤用分析1『今日はいい天気ですね』—『はい、
そうですね』」『日本語学』5巻9号.
- 神尾昭雄(1986) Proximal and Distal Information : A Theory of
Territory of Information in English and Japanese. 博
士論文、筑波大学.
- _____ (1990)『情報のなわ張り理論—言語の機能的分析—』大修館
書店.
- 金水 敏(1991)「伝達の発話行為と日本語の文末形式」『神戸大学
文学部紀要』18号.
- _____ (1993)「終助詞 ヨ・ネ」『月刊言語』22巻4号.
- _____ (1993)「談話管理理論からみた『だろう』」『神戸大学文学
部紀要』19号.
- 金玉任・鄭好善(2005)「終助詞『ね』とポライトネス」『2005年度 韓
国日本学会語学会 春季学術発表会 proceeding』
- 小泉 保(2001)『入門語用論研究』研究社.
- 佐久間鼎(1952)『現代日本語法の研究』厚生閣
- 佐治圭二 (1957)「終助詞の機能」『国語国文』二七五
- 陳 常好(1987)「終助詞-話し手と聞き手との認識のギャップをうめるため
の文接辞-」『日本語学』6巻10号.
- 益岡隆志(1991)「終助詞「ね」と「よ」の機能」『モダリティの文法』く
ろしお出版.

- 宮崎和人(1999)「確認要求表現としての『だろうね』」『日本語科学』
6.
- _____ (2000)「確認要求表現の体系性」『日本語教育』106.
- _____ (2002)「終助詞『ね』と『な』」『阪大日本語研究』14.
- 森山卓郎(1989)「コミュニケーションにおける聞き手情報」『日本語のモ
ダリティ』くろしお出版.
- 山岡政紀(2004)「日本語における配慮表現研究の現状」『日本語日本
文学』創価大学14号.

ABSTRACT

A Study of the Sentence-final Particle 'ne'

Hoseon Jeong

Department of Japanese

Language and Literature

Graduate School of

Sungshin women's University

As a characteristic of Japanese, forms of expression considering for the other person in a dialogue are outstanding. Personal function of the language as means of communication can not be overlooked. Whereas personal function of a language differs in degree with languages, Japanese can be thought to have distinctively personal functions. The sentence-final particle (終助詞) [Ne(ね)] can be given as the typical form which strengthen the personal function in Japanese.

Final sentence particles are considered to deliver speaker's judgment, agreement, question, and exclamation, or modality information such as message, confirmation and prohibition. In particular, 「ね」 has been studied from the

perspective of messaging modality such as considering listener's knowledge and information, whether the knowledge or information is included in the speaker's boundary and controlling dialogues to facilitate information sharing. However there are expressions which cannot be explained by the modality perspective in such cases as 「ね」 in 「一杯ぐらい平気でしょ？」 「いや、仕事が仕事ですからね」.

The subject of this study is the sentence-final particle [Ne(ね)] which have various uses. I tried to present a coherent argument through introduction of the concept of [Politeness]. In brief, the result of the study is as follows.

[Ne(ね)] has the function to express consideration not only for the information but for feelings of the other person. It plays a part for what is called [expression for consideration].

It can be found that consideration is represented when cross-questioning sounds softy speaker's use of [Ne(ね)] and that consideration for what the other person feels as a burden when he/she is asked for an action is expressed as [Ne(ね)].

In addition, [Ne(ね)] is used to relieve ill feelings or frictions in a sentence in which strong refusal or opposition is expressed.

The classification and analysis performed in this thesis will provide valuable aid for those who teach or be taught Japanese.